

答 申 第 76 号
平成14年11月29日

神 戸 市 長
矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会
会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成13年12月4日付神港技計第246号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- (1) 「マリンピア神戸」建設事業に伴う漁業補償契約の締結及び漁業補償金の支出について(伺)
 - (2) 舞子海岸東地区整備事業に伴う漁業補償契約の締結と漁業補償金の支出について
 - (3) 神戸港ポートアイランド沖建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業の損失に関する契約の締結及び経費の支出について(伺)
 - (4) ポートアイランド第2期整備事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結及び補償金の支出について(伺)
 - (5) 六甲アイランド南建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結及び補償金の支出について(伺)
- についての部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

実施機関が非公開とした情報のうち、別表1～5の審査会の判断欄に公開と示した情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

その他の部分について非公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)に基づいて、「神戸空港、マリンピア(垂水海岸)、ポートアイランド2期、六甲アイランド2期工事にかかる漁業補償の積算のわかるもの及び平成8、9年度の漁業補償の積算法のわかるもの」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、別表1～5の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示す各文書を特定し、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおり決定(以下「本件決定」という。)を行った。

なお、実施機関は、本件請求のうち、「平成8、9年度の漁業補償の積算法のわかるもの」については、該当する文書が存在しない、としている。

(3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

本件決定の取消しについての申立人の異議申立書、意見書における主張は、要約すれば以下のとおりである。

公共事業にかかわる漁業補償は市民の市税及び借財でまかなわれており、公共事業による漁民の財産的損害を補填するために支払われてきたのであるが、市が補償をするべき財産的損失者に正当に支払われておらず、市が支払う漁業補償にかかわり、不法に優位に漁業補償を取得するものがあるとするならば、それは市税が有効に使われていないという事になり、市民として、それを確認する権利がある。

とりわけ、漁業補償金が神戸市漁業協同組合の執行部に有利に配分されていると思われるので、漁業補償の実態について明確にする必要があるため、漁業補償金額、補償面積、補償金積算方法、議事録、口座名義人名、口座番号、振込み実行年月日について全面開示の決定を求める（なお、意見書には、テープ記録8件、手紙のコピー11件及び登記簿コピー1件が添付されている。これらについては、略）。

4 実施機関の主張

(1) 本件文書について

ア 「マリンピア神戸」建設事業に伴う漁業補償契約の締結及び漁業補償金の支出について(伺)」は、神戸市が施行する「マリンピア神戸」建設事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、神戸市と神戸市漁業協同組合との間で締結された契約についての決裁文書及びその添付図書である。

イ 「舞子海岸東地区整備事業に伴う漁業補償契約の締結と漁業補償金の支出について」は、神戸市が施行する舞子海岸東地区整備事業並びに関連事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、神戸市と神戸市漁業協同組合(本人並びに兵庫漁業協同組合の代理人)との間で締結された契約についての決裁文書及びその添付図書である。

ウ 「神戸港ポートアイランド沖建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業の損失に関する契約の締結及び経費の支出について(伺)」は、神戸市が施行する神戸港ポートアイランド沖建設事業並びに関連事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、神戸市と摂津漁業協会会長との間で締結された契約についての決裁文書及びその添付図書である。

エ 「ポートアイランド第2整備事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結並びに補償金の支出について(伺)」は、神戸市及びその他の事業者が施行する神戸港ポートアイランド第2期整備事業並びに関連事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、神戸市と神戸市漁業協同組合及び兵庫漁業協同組合並びに摂津漁業協会会長との間で締結された契約についての決裁文書及びその添付図書である。

オ 「六甲アイランド南建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結及び補償金の支出について(伺)」は、神戸市及びその他の事業者が施行する神戸港六甲アイランド南建設事業並びに関連事業の実施により生ずる漁業の損失補償について、神戸市と摂津漁業協会会長との間で締結された契約についての決裁文書及びその添付図書である。

(2) 改正前条例第7条第1号に該当すると判断した理由

ア 上記(1)のウの文書に関して、支出先(個人)の住所、「神戸港ポートアイランド沖等の建設事業に伴う漁業の損失に関する契約書(案及び正本)」(以下「ポートアイランド沖契約書」という。)のうち組合員の氏名及び代理人(個人)の住所、「委任状」のうち委任者(個人)の住所・氏名及び受任者(個人)の住所及び「印鑑登録証明書」(個人)の各情報について非公開としている。

イ 上記(1)のエの文書に関して、「神戸港ポートアイランド(第2期)整備事業並びに関連事業に伴う漁業補償に関する契約書(案及び正本)」(以下「ポートアイランド第2期契約書」という。)のうち組合員の氏名、「委任状」のうち委任者(個人)の住所・氏名及び「印鑑登録証明書」(個人)の各情報について非公開としている。

ウ 上記(1)のオの文書に関して、支出先(個人)の住所、「神戸港六甲アイランド南等の建設事業に伴う漁業補償に関する契約書(案及び正本)」(以下「六甲アイランド南契約書」という。)のうち代理人(個人)の住所、「委任状」のうち委任者(個人)の住所・氏名及び受任者(個人)

の住所及び「印鑑登録証明書」(個人)の各情報について非公開としている。

エ これらの情報は、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、プライバシー保護の観点から公にしないことが正当であると認められる。このため、改正前条例第7条第1号に該当すると判断し、非公開決定を行ったものである。

(3) 改正前条例第7条第2号に該当すると判断した理由

ア 上記(1)のアの文書に関して、「補償金額」、「契約書(案及び正本)」(以下「マリンピア契約書」という。)のうち「補償金額」、「別添図面() ()」、「漁業補償の区域」並びに「(別紙2)補償額算定表」、「(別紙3)補償区域図」、「補償金算定調書」、「算定資料」、「添付図面等」、及び「印鑑証明書」を非公開としている。

イ 上記(1)のイの文書に関して、「補償金の内訳」及び「補償の範囲(面積)」、「契約書(案及び正本)」(以下「舞子海岸東契約書」という。)のうち「添付図面」、「補償算定調書」、「算定資料」、「添付図面」、及び「印鑑証明書」を非公開としている。

ウ 上記(1)のウの文書に関して、「補償金算定調書」、「算定資料」、「添付図面等」、「ポートアイランド沖契約書」の「別添図面()補償範囲図」、及び「印鑑証明書」を非公開としている。

エ 上記(1)のエの文書に関して、「補償区域」、「算定項目」、「補償範囲図」、「算定調書」、「算定資料」、「ポートアイランド第2期契約書」のうち「別添図面()漁業権位置図」、及び「印鑑証明書」を非公開としている。

オ 上記(1)のオの文書に関して、「補償金算定調書」、「算定資料」、「水産関係者の意見書」、「補償範囲図」、「消滅補償区域図」、「漁労制限補償区域図」、「価値減少補償区域図」、「影響補償区域図」、「六甲アイランド南契約書」の「別添図面()補償範囲図」、及び「印鑑証明書」を非公開としている。

カ これらの文書には、漁協の操業実態や漁獲金額、収益率など、法人たる漁協の収入及び財産に関する情報が記載されている。これらを公開すれば漁協の正当な利益を害すると認められる。このため、改正前条例第7条第2号に該当すると判断し、非公開決定を行ったものである。

(4) 改正前条例第7条第7号に該当すると判断した理由

ア 上記(1)のアの文書に関して、「補償金額」、「マリンピア契約書」のうち「補償金額」、「別添図面() ()」、「漁業補償の区域」並びに「(別紙2)補償額算定表」、「(別紙3)補償区域図」、「補償金算定調書」、「算定資料」、及び「添付図面等」を非公開としている。

イ 上記(1)のイの文書に関して、「補償金の内訳」及び「補償の範囲(面積)」、「舞子海岸東契約書」のうち「添付図面」、「補償算定調書」、「算定資料」、及び「添付図面」を非公開としている。

ウ 上記(1)のウの文書に関して、「補償金算定調書」、「算定資料」、「添付図面等」、及び「ポートアイランド沖契約書」の「別添図面()補償範囲図」を非公開としている。

エ 上記(1)のエの文書に関して、「補償区域」、「算定項目」、「補償範囲図」、「算定調書」、「算定資料」、及び「ポートアイランド第2期契約書」のうち「別添図面()漁業権位置図」を非公開としている。

オ 上記(1)のオの文書に関して、「補償金算定調書」、「算定資料」、「水産関係者の意見書」、「補償範囲図」、「消滅補償区域図」、「漁労制限補償区域図」、「価値減少補償区域図」、「影響補償区域図」、及び「六甲アイランド南契約書」の「別添図面()補償範囲図」を非公開としている。

カ これらの文書には、補償金を算定するための根拠及び積算に関する情報が記載されているこれらの情報は漁業補償交渉に関する情報であって、公にすることにより、当該又は将来の漁業補償交渉の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、又は生じるおそれがある。このため、改正前条例第7条第7号に該当すると判断し、非公開決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、「神戸空港、マリンピア（垂水海岸）、ポートアイランド2期、六甲アイランド2期工事にかかる漁業補償の積算のわかるもの及び平成8、9年度の漁業補償の積算法のわかるもの」の公開請求（以下「本件請求」という。）に対して実施機関が特定した文書である。各文書の名称は、別表1～5の「文書名及び当該公文書に記載された内容」の欄に示すとおりであり、実施機関は、同表の「実施機関の当初の決定」の欄に示すとおり決定（以下「本件決定」という。）を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、改正前の神戸市公文書公開条例（以下「改正前条例」という。）第7条第1号、第2号及び第7号に該当するというものである。

なお、実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、「平成8、9年度の漁業補償の積算法のわかるもの」については、該当する文書が存在しない、としている。

イ 本件公文書は、神戸市が神戸沖においてポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島を、垂水海岸においてアジュール舞子、マリンピア神戸を建設することに伴い、各漁業協同組合に対して漁業上の損失補償を行うに際し、補償金額を算定するために作成された文書である。

なお、本件請求では、「マリンピア（垂水海岸）」と記載されているが、本件請求の趣旨は、マリンピア神戸だけでなく、アジュール舞子も含むものであり、そのため実施機関は、アジュール舞子についても請求の対象としている。

ウ 漁業補償の対象となる漁業協同組合は、埋立事業の影響範囲により複数の漁業協同組合の場合もあれば、単独の漁業協同組合の場合もある。具体的には、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島（以下「ポートアイランド2期等の3事業」という。）の場合は、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合であり、アジュール舞子の場合は、神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合であり、マリンピア神戸の場合は、神戸市漁業協同組合である。

以下、漁業補償の対象となる漁業協同組合を総称して「各漁業協同組合」という。

実施機関によれば、ポートアイランド2期等の3事業の場合、補償対象の神戸市漁業協同組合、兵庫漁業協同組合、東明石浦漁業協同組合、明石浦漁業協同組合、淡路町漁業協同組合は、神戸市との漁業補償交渉を摂津漁業協会に委任しており、漁業補償金は、一旦、神戸市から摂津漁業協会に支払われ、摂津漁業協会から上記5つの漁業協同組合に支払われている。また、アジュール舞子の場合、兵庫漁業協同組合は、神戸市との漁業補償交渉を神戸市漁業協同組合に委任しており、漁業補償金は、一旦、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われ、神戸市漁業協同組合から兵庫漁業協同組合に支払われている。なお、実施機関は、摂津漁業協会から上記5つの漁業協同組合への漁業補償金の支払いに関する文書及び神戸市漁業協同組合から兵庫漁業協同組合への漁業補償金の支払いに関する文書は保有していないことが認められる。

本件請求の趣旨は、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金の額等ではあるが、実施機

関によれば、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金が、ポートアイランド2期等の3事業については、神戸市から摂津漁業協会に支払われた漁業補償金に、アジュール舞子については、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた兵庫漁業協同組合の補償金額も合わせた漁業補償金に、それぞれ含まれていることから、実施機関は、本件請求の趣旨を広く解して、ポートアイランド2期等の3事業については、摂津漁業協会に支払われた漁業補償金についての補償決裁を、アジュール舞子については、神戸市漁業協同組合に支払われた漁業補償金についての補償決裁をそれぞれ特定したものである。

エ 本件決定に対し、申立人は、改正前条例第7条第1号、第2号及び第7号に該当しないとして、その取消しを求めている。

オ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた文書についての改正前条例第7条第1号、第2号及び第7号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 補償金額について(第2号、第7号の該当性)

ア 補償決裁、契約書(案)は、マリンピア神戸、アジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島についての補償決裁、契約書(案)で、計5件あり、ポートアイランド2期等の3事業については、神戸市から摂津漁業協会に支払われた補償金額が、アジュール舞子については、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた兵庫漁業協同組合の補償金額も合わせた補償金額が、マリンピア神戸については、神戸市から神戸市漁業協同組合に支払われた補償金額が記載されている。

このうち、マリンピア神戸についての補償金額は非公開とされている。

実施機関は、マリンピア神戸についての補償金額を非公開とした理由として、以下のとおり主張する。即ち、ポートアイランド2期等の3事業及びアジュール舞子の場合、補償対象となる漁業協同組合が複数であるため、補償金額を公開しても、それは各漁業協同組合に対して支払われた額の合計額であるため、それぞれの漁業協同組合に対して支払われた額は明らかにならない。これに対して、マリンピア神戸の場合、上記(1)ウで述べたとおり補償対象となる漁業協同組合が神戸市漁業協同組合だけであるから、補償金額を公開すれば神戸市漁業協同組合に対して支払われた額が明らかになる。このような収入に関する情報を公開すれば、神戸市漁業協同組合の正当な利益を害する、と主張する。

イ しかしながら、実際に支払われた漁業補償金は漁業権の放棄、制限に伴う神戸市漁業協同組合の正当な収入の一部に過ぎず、これを公開しても、神戸市漁業協同組合の財産状況がすべて明らかになるわけではない。また、神戸市が神戸市漁業協同組合の操業する海域で浚渫、埋立て等の工事を行っていることは周知の事実であり、それに伴って公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)及びこれに基づいた同運用方針(国土交通省)により漁業補償金が算出され、神戸市漁業協同組合に支払われたことも明らかである。このような状況を考慮すれば、補償金額を公開しても、それによって神戸市漁業協同組合の正当な利益が害される特段の事情は認められず、また、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じるとは認められない。

ウ したがって、神戸市からマリンピア神戸について神戸市漁業協同組合に支払われた補償金額を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(3) 補償金算定調書について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、補償金算定調書は、マリンピア神戸及びアジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の建設に伴う漁業上の損失補償の金額を算定するために作成されたものである。

補償金算定調書は、次の項目及び各項目ごとに記載された内容で構成されている。なお、実施機関によれば、マリンピア神戸及びアジュール舞子には補償金の負担の対象となる国の直轄事業や補助事業がなく、国と市の資金を区別する必要がないため、マリンピア神戸及びアジュール舞子の算定調書には、の「補償額総括表」、の「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」に係る公文書はない。

漁業補償の理由

漁業補償の考え方

漁業概況

補償対象の漁業権利者及び漁業種類等

補償方式

補償額総括表

補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額

補償額計算表

以下、各項目ごとに改正前条例第7条第2号、第7号の該当性について検討する。

イ 「漁業補償の理由」について

この項目には、マリンピア神戸及びアジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の建設の必要性及び工事施工海域における漁業補償の必要性が記載されている。

これらの情報は、いずれも公有水面埋立免許願書の縦覧等により公にされている情報であり、これらを改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 「漁業補償の考え方」について

この項目には、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱に規定されている以下の補償類型があげられ、その補償対象海域(各補償類型ごとに示された漁業補償が必要とされる海域の範囲)、補償面積(上記補償対象海域について算定された面積)等が記載されている。

- a 消滅補償(構造物を設けることにより将来にわたり操業ができなくなる海域の補償)
- b 制限補償(埋立工事期間中、航泊が禁止され操業ができなくなる海域の補償)
- c 影響補償(埋立工事による水質汚濁のため、漁獲量に相当の減少が予想される海域の補償)
- d 価値減少補償(構造物が永久的に設置されることにより潮流や底質が変化し、将来にわた

り、魚介類の生息が減少することが確実に予想される海域の補償)

上記補償類型ごと、漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの補償対象海域、面積等の情報は、いずれも埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。なお、六甲アイランド南、神戸空港島の補償金算定調書には、被害率の値が記載されているが、これについては、ケ「補償額計算表」において被害率を検討するので、その際に併せて検討する。マリソピア神戸及びアジュール舞子、ポートアイランド2期の補償金算定調書には、被害率の値は記載されていない。

したがって、後に検討する被害率の値を除き、「漁業補償の考え方」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

エ 「漁業概況」について

この項目には、補償対象海域の位置、漁業の操業状況が記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、各漁業協同組合の操業実態が明らかとなり、当該各漁業協同組合の正当な利益を害すると主張する。

しかし、これらの情報は、補償対象海域の概況を述べた情報であり、操業実態そのものを明らかにする情報ではないので、これを非公開とする理由は認められない。

したがって、「漁業概況」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

オ 「補償対象の漁業権利者及び漁業種類等」について

この項目には、各漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名、組合員数、漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等が記載されている。

実施機関は、これらの情報は、各漁業協同組合の内部管理情報であり、また操業実態を示した情報であるから、これらの情報を公開すれば、当該各漁業協同組合の正当な利益を害すると主張する。

しかし、各漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名、組合員数（正組合員、準組合員、計）については、神戸市、明石市、淡路町においてそれぞれ発行されている水産業の年報に記載され、公にされていることが認められる（神戸市の場合、産業振興局が刊行する「神戸市内農漁業の現況」に記載）。

次に、漁業の区分（共同漁業権、許可漁業、自由漁業）、漁業種類（たこつば、小型機船底曳網漁業、機船船曳網漁業、その他延縄漁業、その他釣り漁業、その他敷網漁業、その他刺網漁業）、魚介の種類（たこ、なまこ、あなご、かれい等）、許可統数（船団の数）等について検討する。

共同漁業権または許可漁業の場合、上記漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等は、当該共同漁業権の免許または漁業の許可の際に漁業法第11条、第58条の規定により公示されていることが認められる。

また、自由漁業の場合、上記漁業の区分、漁業種類、魚介の種類、許可統数等は、自由漁業

が漁業法の制限を受けずに誰でも自由に操業できる性格の漁業であることから、これを非公開としなければならない特段の事情は認められない。

したがって、「 補償対象の漁業権利者及び漁業種類等」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

カ 「 補償方式」について

この項目には、漁業補償の金額の算定式が(3)ウの補償類型(消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償)ごとに記載されている。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

しかし、上記補償類型ごとの算定式は、既に公になっている公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)及びこれに基づいた同運用方針(国土交通省)に基づくものである。

したがって、これらの算定式を非公開とする理由は認められず、「 補償方式」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして決定は妥当ではなく、公開すべきである。

キ 「 補償額総括表」について

(ア)この項目には、ポートアイランド2期等の3事業の建設に伴う漁業上の損失補償の金額が各漁業協同組合ごと、補償類型(消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償)ごとに記載されている。なお、アジュール舞子、マリンピア神戸については、(3)アで述べたように、補償金の負担の対象となる国の直轄事業や補助事業がなく、国と市の資金を区別する必要がないため、「 補償額総括表」の項目がない。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

一般に、補償交渉は、当事者双方が、金額その他の条件についての基本方針をそれぞれ決めた上で自由な意思で自己に有利な主張を行う中で、互いに譲歩できる部分は譲歩し、最終的に合意できる内容を決定するまでの一連の継続的行為であると考えられる。

上記補償額総括表に記載された損失補償の金額は、実施機関が細目にわたり内部的に積算し、算定したものである。これを公開すれば、今後、神戸市が各漁業協同組合と円滑な補償交渉を行うことができなくなり、そのため神戸市の行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

なお、神戸空港島の補償額総括表には、既に摂津漁業協会に支払われた金額が記載されているが、これについては、既に議会に報告されている(平成11年8月30日)ことから、非公開とする理由は認められない。ポートアイランド2期、六甲アイランド南の「 補償額総括表」の項目には、摂津漁業協会に支払われた金額の項目がない。

(イ)したがって、神戸空港島の「 補償額総括表」の項目に記載されている摂津漁業協会への

支払額を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、「補償額総括表」に記載されている各漁業協同組合ごと、補償類型ごとの損失補償の金額を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

ク 「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」について

(ア)この項目には、ポートアイランド2期等の3事業の建設に伴う上記キの「補償額総括表」に記載された算定額の財源が事業別に表に整理されており、直轄事業、補助事業（岸壁、物揚場、波除堤等）起債事業（臨海土地造成事業、港湾整備事業）単独事業の事業数量及び各事業別の補償金の負担額（以下「事業費」という。）が記載されている。なお、アジュール舞子、マリンピア神戸については、(3)アで述べたように、補償金の負担の対象となる国の直轄事業や補助事業がなく、国と市の資金を区別する必要がないため、「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」の項目はない。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

事業費は、上記キの「補償額総括表」に記載された損失補償の金額についての補助事業、起債事業別の金額である。上記キで検討したように、当該金額は、これを公開すれば神戸市の行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる情報であるから、その内訳である当該事業費についても同様に考えられ、当該事業費を非公開とした決定は妥当である。

しかし、事業数量に関していえば、公有水面埋立免許願書の縦覧等により公にされている情報であり、これを非公開とする理由は認められない。

なお、神戸空港島の「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」の項目には、既に摂津漁業協会に支払われた金額が記載されているが、これについては、上記キで検討したように、非公開とする理由は認められない。ポートアイランド2期、六甲アイランド南の「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」の項目には、摂津漁業協会に支払われた金額の項目がない。

(イ)したがって、事業費を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、事業数量及び神戸空港島の「補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額」の項目に記載されている摂津漁業協会への支払額を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ケ 「補償額計算表」について

(ア)この項目には、神戸空港島、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、マリンピア神戸及びアジュール舞子の建設に伴う漁業上の損失補償の金額に関する情報が記載されている。

記載内容としては、上記キの「補償額総括表」に記載された金額が漁業協同組合ごと、漁業種類ごと、補償の種類ごとに、表に整理されている。

各表の列の項目（表中上欄の項目）は、「漁協」「漁業種類」「計算期間」「平年漁獲金額」

「純収益率」「純収益」「年利率」「資本還元率」「資本還元額」「依存度×被害率」「依存度」「総合依存度」「被害率」「制限期間率」「前価率」「補償額」である。

なお、実施機関によれば、制限期間率、前価率は、将来に発生する被害（漁獲量の減少）に対する補償を現時点で行う際に、将来発生する被害を現在価格に換算する割合である。マリンピア神戸にはそのような補償類型がないため、マリンピア神戸の「補償額計算表」の項目には「計算期間」「制限期間率」「前価率」がない。

実施機関は、これらを公開すれば、神戸市の漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障を生じると主張する。

(イ)「平年漁獲金額」「純収益率」「純収益」「資本還元額」に記載された情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入に関する情報である。これらの情報は、各機関の発行する各種の水産統計上の刊行物によっても公開されておらず、また、法人等の事業活動における事業効率等の優劣を端的に示す情報であることも考慮すれば、通常、法人等の事業活動上の情報として保護に値するものと考えられる。

(ウ)「依存度×被害率」「依存度」「総合依存度」「被害率」に記載された情報は、補償の対象となっている海域における漁獲高の減少の程度を予測する数値であり、「依存度×被害率」は、「依存度」（補償対象海域の面積が各漁業協同組合の操業する海域全体の面積に占める割合）に「被害率」（埋立工事等の影響により補償対象海域において生じる各漁業協同組合の漁獲高の減少の程度）を乗じて得られるものであり、「総合依存度」は、「依存度」に面積依存度（補償対象面積の操業海域面積に占める割合）を乗じて得られるものである。

なお、マリンピア神戸、アジュール舞子、ポートアイランド2期の列の項目（表中上欄の項目）は、「依存度」「被害率」であり、六甲アイランド南の列の項目は、「総合依存度」「被害率」であり、神戸空港島の列の項目は、「依存度×被害率」である。

「依存度×被害率」「依存度」「総合依存度」「被害率」は、いずれも漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査及び水産精通者の意見に基づき実施機関により査定された平均的な数値である。そのため、個別の補償対象者の実際の操業において生じる漁獲高の減少の程度と異なる場合も十分想定されるため、個別の補償対象者から自己の依存度、被害率の数値と平均的な依存度、被害率の数値との乖離をめぐって多様な意見が出るおそれは否定できない。

したがって、このような情報を公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

なお、上記ウにおいて、ケ「補償額計算表」で別途検討するとした「漁業補償の考え方」の項目に記載されている被害率の値についても同様である。

(エ)「補償額」に記載された情報は、実施機関が各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに内部的に積算し、算定した漁業補償金額である。これらの情報は、上記キで検討したように、これを公開すれば、今後、神戸市が各漁業協同組合と円滑な補償交渉を行うことができなくなり、そのため神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

(オ)「漁協」「漁業種類」「計算期間」「年利率」「資本還元率」「制限期間率」「前価率」に記載された情報は、上記イ及びカで検討したように、既に公有水面埋立免許願書の縦覧、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、同運用方針により公にされている情報である。

(カ)したがって、「平年漁獲金額」「純収益率」「純収益」「資本還元額」に記載された情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定並びに「依存度×被害率」「依存度」「被害率」「総合依存度」「補償額」に記載された情報及び上記ウの「漁業補償の考え方」の項目に記載されている被害率の値を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、「漁協」「漁業種類」「計算期間」「年利率」「資本還元率」「制限期間率」「前価率」に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 算定資料について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関によれば、本件算定資料は、上記(3)の補償金算定調書と同様、神戸空港島、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、マリニピア神戸及びアジュール舞子の建設に伴う漁業上の損失補償の金額を算定するために作成されたものであり、算定調書の算定根拠資料として位置づけられるものである。

本件算定資料は、次の項目及び各項目ごとに記載された内容で構成されている。

算定資料の概要

平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表

漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表

漁業経営費計算表

漁業経営費内訳表

漁業収益率計算表

工程表

総合依存度計算表

価値減少の効果による海域ごとの調整係数

被害率、制限期間率及び前価率表

構造物の標準断面図

制限補償範囲図

以下、各項目ごとに第2号、第7号の該当性について検討する。

イ 「算定資料の概要」について

この項目には、以下の数値の査定方法が記載されている。

- a 平年漁獲数量
- b 平年出漁日数及び平年着業統数
- c 魚価
- d 漁業経営費
- e 漁場面積、漁場比

f 被害率、価値減少率

これらの査定方法は、それぞれ a ~ f の数値の求め方を示す客観的な情報であり、これらを非公開とする理由は認められない。なお、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の「算定資料の概要」の項目の e、f には水産精通者の名称が記載されているが、これについては後に(6)水産精通者からの回答において水産精通者の名称及び意見の内容を検討するので、その際に併せて検討することとする。マリンピア神戸及びアジュール舞子には、水産精通者の名称は記載されていない。

したがって、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の算定資料の概要の項目に記載されている水産精通者の名称を除き、「算定資料の概要」の項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 「 平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数(操業している船団の数)、1統当たりの平年出漁日数(1船団あたりの平年出漁日数)が記載され、表にまとめられている。

これらの情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入ないし操業実態に関する情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

また、この項目には、各種の魚の単価が記載され、表にまとめられている。

これらの魚の単価は、神戸市中央卸売市場で取引された1kg当たりの魚価から消費税相当額及び市場手数料を控除したものであり、既に公にされていることから非公開とする理由は認められない(神戸市中央卸売市場年報に魚価が記載されている。マリンピア神戸について、昭和62年度~平成元年度、アジュール舞子について、平成元年度~平成3年度、ポートアイランド2期について、昭和57年度~昭和59年度、六甲アイランド南について、平成8年度、神戸空港島について、平成10年度)。

したがって、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数、1統当たりの平年出漁日数を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、魚の単価を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

エ 「 漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごと、魚種ごとの平年漁獲量、魚の単価、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数が記載され、表にまとめられている。

これらの情報は、各漁業協同組合の漁業種類ごとの事業収入ないし操業実態に関する情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、魚の単価を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とし

た決定は妥当ではなく、公開すべきである。

オ 「 漁業経営費計算表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとの年間1統当たりの経営費及び年間総経営費（1統当たりの経営費に操業している統数に乗じて得られる経営費）に関する情報が記載され、表にまとめられている。

その内容は、漁業経営費の項目として、各漁業協同組合ごとに、漁船償却費、漁船補修費、漁具償却費、漁具補修費、燃料代、餌代、雇用労働費、自家労働費、諸経費、計、平年着業統数、金額があり、各項目ごとの総額が記載されている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「 漁業経営費計算表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

カ 「 漁業経営費内訳表」について

この項目には、上記オの漁業経営費の各項目について、各漁業協同組合ごとに、漁船船体・機関の新造価格、残存率、耐用年数、償却費、補修費、漁具の新調価格、耐用年数、償却費、補修費、出漁日数、燃料の年間使用量、賃金、雇用労働費・自家労働費の時間給、租税公課等が、記載され、表にまとめられている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

ただし、漁船船体・機関の新造価格、残存率、耐用年数については、水産業用固定資産評価標準（昭和61年、平成9年、平成10年）に基づいていること、雇用労働費・自家労働費の時間給については、公共事業労働費調査結果（農林水産省・運輸省・建設省調査、平成8年、平成10年）の単価を採用していることが認められる。

したがって、漁船船体・機関の新造価格、残存率、耐用年数、雇用労働費・自家労働費の時間給を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきであるが、これらの情報を除き「 漁業経営費内訳表」の項目に記載されている漁業経営費の算定根拠に関する情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

キ 「 漁業収益率計算表」について

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、平年漁獲金額、年間総経営費、純収益率（平年漁獲金額 - 年間総経営費 / 平年漁獲金額）が記載されている。

これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査に基づき、実施機関により査定されたものである。これらの情報は、各漁業協同組合の経営実態を端的に示す情報であり、この種の情報は、通常、保護に値するものと考えられる。

したがって、「漁業収益率計算表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

ク 「工程表」について

この項目には、直轄事業、補助事業、起債事業、単独事業ごとに事業数量及び工事スケジュールが記載されている。

これらの情報は、公有水面埋立免許願書の縦覧等により既に公にされている情報であり、非公開とする理由は認められない。

したがって、「工程表」の項目に記載されている情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ケ 「総合依存度計算表」について

(ア)この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごと、補償類型ごとに、「総合依存度」又は「依存度×被害率」及びこれの算定根拠数値が表に記載されている。

ポートアイランド2期、マリンピア神戸、アジュール舞子の場合、各表の列(表中上欄の項目)は、「漁業の種類」「漁場比」「面積依存度」「総合依存度」である。

神戸空港島、六甲アイランド南の場合、各表の列は、「補償の種類」「漁場比」「過去の補償による効果」「海域の区分」「調整係数」「(価値減少の効果による)海域ごとの漁場面積」「補償対象面積」「総合依存度」「依存度×被害率」である。なお、神戸空港島の「総合依存度計算表」の項目には、このほか「計算期間」「被害率」がある。

(イ)上記各表の列に記載された情報のうち、「漁場比」「過去の補償による効果」「被害率」「総合依存度」「依存度×被害率」に記載された情報(「過去の補償による効果」については被害率の数値部分のみ)は、(3)ケ(ウ)で検討したように、これを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

(ウ)上記(イ)以外の情報については、(3)ウで検討したように埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。

なお、「調整係数」については、以下のコ「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」において調整係数を検討するため、その際に併せて検討する。

(エ)したがって、「漁場比」「過去の補償による効果」「被害率」「総合依存度」「依存度×被害率」に記載された情報(「過去の補償による効果」については被害率の数値部分のみ)を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、「補償の種類」「計算期間」「過去の補償による効果(被害率の数値部分を除く)」「価値減少の効果による海域ごとの漁場面積」「補償対象面積」「面積依存度」を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

コ 「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」について

(ア)実施機関によれば、この項目は、付近海域で過去に漁業補償が行われた海域を対象に漁業補償を行う際の調整係数であり、補償の重複を避けるためのものである。六甲アイランド及び神戸空港島の算定資料には、この項目が含まれている。ポートアイランド2期、マリンピア

ア神戸、アジュール舞子には付近海域においてこのような漁業補償が行われていなかったため、これらの算定資料には、この項目は含まれていない。

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、価値減少の数値、価値減少の海域の面積、その他の海域の面積、残存価値（100%から価値減少の数値を控除した割合）海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数が記載されている。

(イ) 価値減少の補償は、構造物が永久的に設置されることにより潮流や底質が変化し、将来にわたり魚介類の生息が減少することが確実に予想される海域の補償であり、価値減少の数値は、その被害率（漁獲高の減少の程度）である。この数値を公開すれば、(3)ケ(ウ)で検討したように、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

(ウ) 価値減少海域の面積、その他の海域の面積は、(3)ウで検討したように、これを非公開とする理由は認められない。

海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数は、これらと上記の公開が妥当と判断した海域の面積を用いて計算すれば、価値減少の数値を算出し得るため、これらを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

なお、ケ(ウ)において、コ「価値減少の効果による海域ごとの調整係数」で別途検討することとした「総合依存度計算表」の項目に記載されている調整係数についても同様である。

各漁業協同組合の名称、漁業種類については、(3)オで検討したように、これを非公開とする理由は認められない。

(エ) したがって、価値減少の数値、残存価値、海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値、海域ごとの調整係数を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、価値減少海域の面積、その他の海域の面積、各漁業協同組合の名称、漁業種類を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

サ「被害率、制限期間率及び前価率表」について

実施機関によれば、この項目は、将来に発生する被害（漁獲量の減少）に対する補償を現時点で行う際に、将来発生する被害を現在価格に換算する割合であり、アジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の算定資料に含まれている。マリンピア神戸には将来に発生する被害（漁獲量の減少）がなかったため、この項目は、マリンピア神戸の算定資料には含まれていない。

この項目には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、被害率、制限年数、制限期間率、前価率が記載されている。

被害率は、(3)ケ(ウ)で検討したように、これを公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

制限年数、制限期間率、前価率は、施工期間により決定される数値であり、市販されている

港湾関係補償実務便覧(社団法人日本港湾協会編)には年数に対応した数値が掲載されている。

アジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の工事スケジュールが公有水面埋立免許願書の縦覧等により公にされている以上、これらの数値を非公開とする理由は認められない。

したがって、被害率を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、制限年数、制限期間率、前価率を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

シ 「 構造物の標準断面図」、「 制限補償範囲図」について

これらの項目には、アジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の配置平面図、護岸及び岸壁等の標準断面図、埋立工事期間中の漁船その他船舶の航泊禁止区域が記載されている。なお、マリンピア神戸には、制限補償がないため、「 制限補償範囲図」の項目はない。

これらの情報は、いずれも公有水面埋立免許願書の縦覧等により公にされている情報であり、非公開とする理由は認められない。

したがって、これらの項目に記載された情報を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(5) 補償範囲図、補償範囲検討図、操業実態図について (第2号、第7号の該当性)

(ア) マリンピア神戸、アジュール舞子、ポートアイランド2期、六甲アイランド南には、補償範囲図、操業実態図があり、神戸空港島には補償範囲検討図がある。

(イ) 補償範囲図、補償範囲検討図には、各漁業協同組合ごと、漁業種類ごとに、補償対象海域(消滅補償、制限補償、影響補償、価値減少補償を行う海域) が記載されている。上記補償対象海域は、(3) ウで検討したように、いずれも埋立工事等との関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これらを非公開とする理由は認められない。

(ウ) 操業実態図には、各漁業協同組合の漁業種類ごとの漁場が記載されている。これらは、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査及び水産精通者の意見に基づき、実施機関により査定されたものである。

漁場は、各漁業協同組合が現実に操業している海域を端的に示す情報であり、これらを公開すれば、各漁業協同組合が漁業種類ごとにどの海域を主要な海域としているかが明らかとなる。このような情報は、通常、法人等の事業活動上の情報として保護に値するものと考えられる。なお、神戸空港島に関する補償範囲検討図には、上記の漁場も合わせて記載されているが、これについても同様である。

(ウ) したがって、操業実態図及び神戸空港島に関する補償範囲検討図に記載された漁場を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、補償範囲図、補償範囲検討図を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

なお、補償範囲検討図に記載された漁場を非公開とするには、漁場全体を紙で覆うなどの処

置が必要であるが、そうすれば漁場の一部である補償対象海域も覆われてしまうため、補償対象海域と漁場を分離することは困難であると考えられる。したがって、補償範囲検討図の公開の方法としては、別途、補償対象海域のみを記載した図面により情報提供されたい。

(6) 水産精通者からの回答について(第2号、第7号の該当性)

ア 実施機関は漁業上の損失補償の金額を算定するに当たり、その補償金額の妥当性を担保するため、水産業の現状等に専門的な知識や経験等を有する機関に対して照会を行っている。この文書は、当該照会先からの回答文書である。

イ 水産精通者からの回答に記載されている情報は以下のとおりである。

(ア) 漁業種類別・組合別の操業実態、事業実施周辺漁場への依存度

(イ) 影響補償の対象海域、被害率

(ウ) 価値減少補償の対象海域、被害率

ウ ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島の補償決裁には、水産精通者からの回答文が添付されている。マリンピア神戸、アジュール舞子の補償決裁には、水産精通者からの回答文が添付されていないが、その算定資料には、水産精通者からの回答内容が記載されている。

なお、神戸空港島に関する水産精通者からの回答には、上記イの(ア)～(ウ)の項目のほか、平年漁獲高を算定するための採用年次、浜売り率の項目が記載されている。

エ (ア)の漁業種類別・組合別の操業実態は、各漁業協同組合が現実に操業している海域を端的に示す情報であり、これを公開すれば、各漁業協同組合がどの海域を主要な海域としているかが明らかとなる。このような情報は、通常、法人等の事業活動上の情報として保護に値するものと考えられる。

オ (ア)の事業実施周辺漁場への依存度、(イ)の影響補償の被害率、(ウ)の価値減少補償の被害率は、いずれも各漁業協同組合の任意の協力を得て実施する実態調査及び水産精通者の意見に基づき、実施機関により査定された平均的な数値である。そのため、個別の補償対象者の実際の操業において生じる漁獲高の減少の程度と異なる場合も十分想定されるため、個別の補償対象者から自己の依存度、被害率の数値と平均的な依存度、被害率の数値との乖離をめぐって多様な意見が出るおそれは否定できない。

したがって、このような情報を公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障を生じると認められる。

カ 浜売り率は、各漁業協同組合が神戸市中央卸売市場を経由せず、魚介類を直接水産会社に売却したり、水産物頒布会で直接消費者に販売する割合を示す数値である。この数値も平均的な数値であるから、既に検討した被害率と同様、自己の浜売り率の数値と平均的な浜売り率の数値との乖離をめぐって多様な意見が出るおそれは否定できない。

したがって、このような情報を公開すれば、神戸市が行う漁業補償事務の円滑な執行に著しい支障が生じると認められる。

キ (イ)の影響補償の対象海域、(ウ)の価値減少補償の対象海域は、いずれも埋立工事等と

の関係で一定の範囲の海域が自ずと推測されるから、これを非公開とする理由は認められない。

平年漁獲高を算定するための採用年次は、漁業補償金を算定するための基礎となる平年漁獲高の算定方法として、通常、過去何年分かの漁獲高の平均数値を求める方法が採られるが、この平均数値を求める対象となる年次についての回答である。既に公になっている公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及びこれに基づいた同運用方針（国土交通省）には、評価時前3年ないし5年の平均（豊凶の著しい年を除く）と記載されており、平年漁獲高を算定するための採用年次を非公開とする理由は認められない。

ク 水産精通者からの回答には、照会先である水産精通者の名称が記載されており、実施機関はこれを非公開とした理由として、照会先を明らかにすれば、回答の精度が損なわれ、漁業補償交渉事務の円滑な執行に著しい支障が生じると主張する。

しかし、本件における照会は、水産業の現状等に専門的な知識や経験等を有する機関に対して、補償対象の各漁業協同組合の操業の実態に即した回答を求めるものであり、ポートアイランド2期、六甲アイランド南、神戸空港島に係る漁業補償は妥結していることから、これを公開しても実施機関の主張するような回答の精度が損なわれ、漁業補償の金額の算定に著しい支障を生じるおそれはないと考えられる。

ケ したがって、操業実態を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定及び依存度、被害率、浜売り率を改正前条例第7条第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、影響補償の対象海域、価値減少補償の対象海域、平年漁獲高を算定するための採用年次、水産精通者の名称を改正前条例第7条第2号、第7号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

（7）印鑑証明書、組合員の氏名、委任者の住所、氏名等について（第1号、第2号の該当性）

ア 補償決裁には、各漁業協同組合の組合長印の印鑑証明書、印鑑登録証明書、委任状が添付されている。

これらの印鑑証明書、印鑑登録証明書は、専ら関係者、関係機関との間で、各漁業協同組合の意思が真正であることを示すときに限って提出されるものであり、第三者に公開することまで予定しているものではない。これらの情報は、各漁業協同組合の内部管理情報であって、これらを公開すれば、当該各漁業協同組合の正当な利益を害すると認められる。

委任状には組合員の氏名、住所が記載されているが、これらの情報は、特定の個人が識別される情報であって、公にしないことが正当と認められる。

イ ポートアイランド2期等の3事業の補償決裁、契約書（案）には、契約者である摂津漁業協会会長の自宅住所が記載されている。また、各漁業協同組合の組合員が組合長を代理人に選任した委任状が添付されている。委任状には、組合員の氏名、住所が記載されている。なお、マリンピア神戸、アジュール舞子の補償決裁、契約書（案）には、神戸市漁業協同組合の所在地が記載されており、個人の自宅住所は記載されていない。

これらの情報は、特定の個人が識別される情報であって、通常、公にしないことが正当であると認められる。

ウ したがって、各漁業協同組合の組合長印の印鑑証明書、印鑑登録証明書について、改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。また、受任者の自宅住所、組合員の氏名、住所について、改正前条例第7条第1号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(8) なお、実施機関は、本件決定において、本件請求のうち、「平成8、9年度の漁業補償の積算法のわかるもの」については、平成7年の震災により生じたコンクリート等の廃棄物の埋立てについては漁業補償を行っていないため、該当する文書が存在しない、としている。

申立人の主張がこれらの文書が存在しないとする実施機関の決定を争う趣旨か否か明確ではないが、これらの文書が存在するという積極的な事実を認めるまでには至らなかった。

(9) 結論

ア 本件請求の対象となる情報は、671件あり、実施機関の決定の内訳は、公開が21件、非公開が650件であった。

イ これに対して、当審査会は、上記の非公開の650件については、331件を公開に変更すべきであり、319件を妥当であると判断した。

ウ 当審査会が、本件について公開すべきであると判断した情報は、別表1～5の審査会の判断の欄に掲げるとおりである。

別表1 「マリンピア神戸」建設事業に伴う漁業補償契約の締結及び漁業補償金の支出について

番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a 補償決裁	-	-
1 補償金額(総額)	非公開	公開
2 補償金額(内訳)	非公開	妥当
3 補償金額を除く部分	公開	-
b 契約書(案及び正本)	-	-
4 補償金額	非公開	公開
5 添付図	非公開	公開
6 添付図	非公開	公開
漁業補償の区域	-	-
7 漁業権消滅区域	非公開	公開
8 漁業操業の永久制限区域	非公開	公開
9 補償金額、添付図(、)、漁業補償の区域を除く部分	公開	-
c (別紙2)補償額算定表	-	-
10 漁業の種類	非公開	公開
11 平年漁獲金額	非公開	妥当
12 純収益率	非公開	妥当
13 純収益	非公開	妥当
14 資本還元額	非公開	妥当
15 依存度率	非公開	妥当
16 被害率	非公開	妥当
17 補償額	非公開	妥当
d 18 (別紙3)補償区域図	非公開	公開
e 19 証明書(法人登記)	公開	-
f 20 印鑑証明書(法人)	非公開	妥当
g 21 登記簿抄本(法人)	公開	-
h 補償額算定調書	-	-
22 漁業補償の理由	非公開	公開
23 漁業補償の考え方	非公開	公開
24 漁業概要	非公開	公開
補償対象の漁業権者及び漁業種類等	-	-
25 漁業権者	非公開	公開
26 漁業の種類	非公開	公開
補償方式及び算定方法、考え方	-	-
27 補償方式	非公開	公開
28 補償額の算定方式	非公開	公開
29 考え方	非公開	公開
補償額	-	-
30 総額	非公開	公開
31 内訳	非公開	妥当
補償額算定表	-	-
32 漁業の種類	非公開	公開
33 平年漁獲金額	非公開	妥当
34 純収益率	非公開	妥当
35 純収益	非公開	妥当
36 資本還元額	非公開	妥当
37 依存度率	非公開	妥当
38 被害率	非公開	妥当
39 補償額	非公開	妥当
補償額算定資料	-	-
補償算定資料の概要	-	-
40 補償額算定根拠	非公開	公開
補償額算定資料	-	-
41 被害率の値	非公開	公開
42 被害率の値を除く部分	非公開	公開
漁業種類別漁獲金額	-	-
43 漁獲高	非公開	妥当
44 魚の単価	非公開	公開
45 漁獲金額	非公開	妥当
46 魚種別・漁業種類別漁獲高	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
魚種別漁獲高及び魚価表	-	-
47 漁獲高	非公開	妥 当
48 魚価	非公開	公 開
49 魚種別・漁業種別漁獲割合	非公開	妥 当
漁業収益率表	-	-
50 漁船漁業収益率表	非公開	妥 当
51 海苔養殖収益率表	非公開	妥 当
依存度率表	-	-
漁船漁業	-	-
52 漁業の種類	非公開	公 開
53 漁場比	非公開	妥 当
54 面積依存度	非公開	公 開
55 総合依存度	非公開	妥 当
のり養殖	-	-
56 第1種区画漁業権漁場面積	非公開	公 開
57 消滅する区画漁業権漁場面積	非公開	公 開
58 (面積)依存度	非公開	公 開
漁業補償対象面積積算表	-	-
59 用途	非公開	公 開
60 利用	非公開	公 開
61 計画面積	非公開	公 開
62 漁業補償対象面積	非公開	公 開
63 永久制限補償区域面積積算	非公開	公 開
64 永久制限補償区域面積積算(添付図)	非公開	公 開
65 漁業操業実態図	非公開	妥 当
66 漁業操業実態図	非公開	妥 当
67 漁業操業実態図	非公開	妥 当
68 漁法図	非公開	公 開
69 第1種共同漁業権図	非公開	公 開
70 第2種共同漁業権図	非公開	公 開
71 第3種共同漁業権図	非公開	公 開
72 第1種区画漁業権図	非公開	公 開
73 神戸市沿岸域の漁業権	非公開	公 開
74 漁業権の抹消補償区域及び永久制限補償区域図	非公開	公 開
75 海苔養殖収益率表	非公開	妥 当
区画漁業補償額算定内訳表	-	-
76 漁業の種類	非公開	公 開
77 平年生産量	非公開	公 開
78 平年生産金額	非公開	公 開
79 純収益率	非公開	妥 当
80 純収益	非公開	妥 当
81 年利率	非公開	公 開
82 漁場依存度	非公開	妥 当
83 被害率	非公開	妥 当
84 補償額	非公開	妥 当
85 漁業経営費	非公開	妥 当
86 補償対象面積	非公開	公 開
87 地先漁場面積	非公開	公 開
88 漁場依存度率	非公開	妥 当
89 平年漁獲高調書	非公開	公 開
漁業経営費計算表(第1種区画漁業権(海苔))	-	-
90 漁業経営費計算表(総括表)	非公開	妥 当
91 漁具償却費(内訳表)	非公開	妥 当
92 漁船償却費(内訳表)	非公開	妥 当
93 漁船修理費(内訳表)	非公開	妥 当
94 燃料費(内訳表)	非公開	妥 当
95 自家労働費(内訳表)	非公開	妥 当
加工費等(内訳表)	-	-
96 施設償却費	非公開	妥 当
97 施設修理費	非公開	妥 当
98 高熱水費	非公開	妥 当
99 自家労働費	非公開	妥 当
100 のり養殖過程及び加工過程	非公開	公 開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
	101 育苗棚	非公開	公開
	102 のり流し網セット	非公開	公開
	103 のり加工場	非公開	公開
i	算定資料	-	-
	104 漁業地区別魚種別漁獲量	非公開	公開
	105 漁価	非公開	公開
	昭和61年度漁業経営実態調査報告書	-	-
	106 調査目的	非公開	公開
	107 調査方法	非公開	公開
	108 調査対象漁業	非公開	公開
	109 調査対象経費	非公開	公開
	110 経費算定方法	非公開	公開
	111 経費算定根拠	非公開	公開
	経費の算定	-	-
	112 兼用率算出表	非公開	妥当
	113 出漁日数算出表	非公開	妥当
	114 兼用率算出表、出漁日数算出表を除く部分	非公開	公開
	漁業経営費	-	-
	115 漁船償却費	非公開	妥当
	116 漁船補修費	非公開	妥当
	117 漁具償却費	非公開	妥当
	118 漁具補修費	非公開	妥当
	119 燃料費	非公開	妥当
	120 えさ代	非公開	妥当
	121 雇用労働費	非公開	妥当
	122 自家労働費	非公開	妥当
	123 漁業経営費	非公開	妥当
	経費算定基礎	-	-
	漁船償却費	-	-
	124 単価	非公開	公開
	125 残存率	非公開	公開
	126 耐用年数	非公開	公開
	127 単価、残存率、耐用年数を除く部分	非公開	妥当
	漁船補修費	-	-
	128 補修率	非公開	公開
	129 補修率を除く部分	非公開	妥当
	漁具償却費	-	-
	130 単価	非公開	公開
	131 耐用年数	非公開	公開
	132 単価、耐用年数を除く部分	非公開	妥当
	漁具補修費	-	-
	133 補修率	非公開	公開
	134 補修率を除く部分	非公開	妥当
	燃料費	-	-
	135 1馬力1時間当たりの使用量	非公開	公開
	136 単価	非公開	公開
	137 1馬力1時間当たりの使用量、単価を除く部分	非公開	妥当
	えさ代	-	-
	138 単価	非公開	公開
	139 単価を除く部分	非公開	妥当
	雇用労働費	-	-
	140 1時間当たり賃金	非公開	公開
	141 1時間当たり賃金を除く部分	非公開	妥当
	自家労働費	-	-
	142 1時間当たり賃金	非公開	公開
	143 1時間当たり賃金を除く部分	非公開	妥当
	144 漁業種類別の操業実態調査表	非公開	妥当
	145 漁業別漁具の概要	非公開	公開
	146 農林水産統計年報等(抜粋)	非公開	公開
	147 漁業収益率表	非公開	妥当
	148 補償対象海域図及び面積算定表	非公開	公開

別表2 舞子海岸東地区整備事業に伴う漁業補償契約の締結と漁業補償金の支出について

番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a 補償決裁	-	-
1 補償金の内訳(補償類型ごとの補償金額)	非公開	妥 当
2 漁業補償の範囲(面積)	非公開	公 開
3 補償金の内訳、漁業補償の範囲(面積)を除く部分	公 開	-
b 契約書(案)	-	-
4 添付図 (舞子海岸東地区整備計画図)	非公開	公 開
5 添付図 (共同・許可・自由漁業 補償対象範囲図)	非公開	公 開
6 添付図 (区画漁業 補償対象範囲図)	非公開	公 開
7 添付図を除く部分	公 開	-
c 8 臨時総会議事録(神戸市漁協)	公 開	-
d 9 同意書(神戸市漁協)	公 開	-
e 10 臨時総会議事録(兵庫漁協)	公 開	-
f 11 同意書(兵庫漁協)	公 開	-
g 漁業補償算定調書	-	-
12 漁業補償の理由	非公開	公 開
13 神戸市の漁業概要	非公開	公 開
14 (参考)神戸市沿岸域の漁業権	非公開	公 開
補償対象の漁業権者及び漁業種類等	-	-
15 漁業権利者	非公開	公 開
16 補償の対象となる漁業権等	非公開	公 開
17 漁業権図(共第2号 第1種共同漁業権)	非公開	公 開
18 漁業権図(共第3号 第2種共同漁業権)	非公開	公 開
19 漁業権図(区第3号 第1種区画漁業権)	非公開	公 開
20 漁業補償の考え方	非公開	公 開
21 共同・許可・自由漁業 補償対象範囲図	非公開	公 開
22 区画漁業 補償対象範囲図	非公開	公 開
補償額算定の考え方	-	-
23 被害率の値	非公開	妥 当
24 被害率の値を除く部分	非公開	公 開
漁業補償額内訳	-	-
25 補償類型ごとの補償金額	非公開	妥 当
26 補償金の合計額	非公開	公 開
補償金額算定表(消滅補償)	-	-
27 漁業の種類	非公開	公 開
28 平年漁獲金額	非公開	妥 当
29 純収益率	非公開	妥 当
30 純収益	非公開	妥 当
31 資本還元率	非公開	公 開
32 依存度	非公開	妥 当
33 補償額	非公開	妥 当
補償金額算定表(価値減少補償)	-	-
34 漁業の種類	非公開	公 開
35 平年漁獲金額	非公開	妥 当
36 純収益率	非公開	妥 当
37 純収益	非公開	妥 当
38 資本還元率	非公開	公 開
39 依存度	非公開	妥 当
40 被害率	非公開	妥 当
41 補償額	非公開	妥 当
補償金額算定表(操業制限補償)	-	-
42 漁業の種類	非公開	公 開
43 平年漁獲金額	非公開	妥 当
44 純収益率	非公開	妥 当
45 純収益	非公開	妥 当
46 資本還元率	非公開	公 開
47 依存度	非公開	妥 当
48 被害率	非公開	妥 当
49 制限期間率	非公開	公 開
50 補償額	非公開	妥 当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
補償金額算定資料	-	-
漁業種別漁獲高積算	-	-
魚種別漁獲量・魚価表(神戸市漁協)	-	-
51 漁獲量	非公開	妥当
52 魚価	非公開	公開
53 平均漁獲高	非公開	妥当
54 魚種別・漁業種別漁獲割合(神戸市漁協)	非公開	妥当
漁業種別漁獲高積算表(神戸市漁協)	-	-
55 漁獲量	非公開	妥当
56 単価	非公開	公開
57 漁獲金額	非公開	妥当
魚種別漁獲量・魚価表(兵庫漁協)	-	-
58 漁獲量	非公開	妥当
59 魚価	非公開	公開
60 平均漁獲高	非公開	妥当
61 漁業種別・魚種別漁獲高及び金額(兵庫漁協)	非公開	妥当
62 漁業種別漁獲高積算表(兵庫漁協)	非公開	妥当
63 兵庫農林水産統計年表	非公開	公開
64 神戸市中央卸売市場年報	非公開	公開
漁業収益率表	-	-
65 漁船漁業収益率表	非公開	妥当
66 海苔養殖収益率表	非公開	妥当
依存度算定表	-	-
67 漁業の種類	非公開	公開
68 漁場比	非公開	妥当
69 面積依存度	非公開	公開
70 総合依存度	非公開	妥当
71 漁業操業実態の考え方	非公開	公開
漁業操業実態図	-	-
72 漁業操業実態図(その1)	非公開	妥当
73 漁業操業実態図(その2)	非公開	妥当
74 漁業操業実態図(その3)	非公開	妥当
h 75 印鑑証明書	非公開	妥当
i 76 委任状	公開	-

別表3 神戸港ポートアイランド沖建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業の損失に関する契約の締結及び経費の支出について

番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a 補償決裁	-	-
1 契約者の自宅住所	非公開	妥当
2 契約者の自宅住所を除く部分	公開	-
b 契約書(案及び正本)	-	-
3 組合員の氏名	非公開	妥当
4 契約者の自宅住所	非公開	妥当
別添図面()補償範囲図	-	-
5 漁場	非公開	妥当
6 補償海域	非公開	公開
7 組合員の氏名、契約者の自宅住所、別添図面()補償範囲図を除く部分	公開	-
c 委任状	-	-
8 委任者(組合員)の住所・氏名	非公開	妥当
9 受任者の自宅住所	非公開	妥当
10 委任者(組合員)の住所・氏名、受任者の自宅住所を除く部分	公開	-
d 11 印鑑登録証明書(個人)	非公開	妥当
e 12 印鑑証明書(法人)	非公開	妥当
f 補償金算定調書	-	-
13 漁業補償の理由	非公開	公開
漁業補償の考え方	-	-
14 被害率の値	非公開	妥当
15 被害率の値を除く部分	非公開	公開
16 漁業概況	非公開	公開
補償対象の漁業権利者及び漁業種類等	-	-
17 補償対象の漁業権利者	非公開	公開
18 補償対象の漁業種類	非公開	公開
19 補償方式	非公開	公開
補償額総括表	-	-
20 各漁業協同組合ごと、補償類型ごとの補償金額	非公開	妥当
21 補償金支払額の合計額	非公開	公開
補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額	-	-
22 補償額の事業別負担の考え方	非公開	公開
事業別負担額総括表	-	-
23 各事業別の補償金の負担額	非公開	妥当
24 事業数量	非公開	公開
25 各漁業協同組合に支払われた金額の合計額	非公開	公開
事業別負担額内訳表	-	-
26 各事業別の補償金の負担額	非公開	妥当
27 事業数量	非公開	公開
28 各漁業協同組合に支払われた金額の合計額	非公開	公開
補償額計算表(消滅補償額計算表)	-	-
29 漁協	非公開	公開
30 漁業種類	非公開	公開
31 計算期間	非公開	公開
32 平年漁獲金額	非公開	妥当
33 純収益率	非公開	妥当
34 純収益	非公開	妥当
35 年利率	非公開	公開
36 依存度×被害率	非公開	妥当
37 制限期間率	非公開	公開
38 前価率	非公開	公開
39 補償額	非公開	妥当
補償額計算表(制限補償額計算表)	-	-
40 漁協	非公開	公開
41 漁業種類	非公開	公開
42 計算期間	非公開	公開
43 平年漁獲金額	非公開	妥当
44 純収益率	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
45	純収益	非公開	妥当
46	年利率	非公開	公開
47	依存度×被害率	非公開	妥当
48	制限期間率	非公開	公開
49	前価率	非公開	公開
50	補償額	非公開	妥当
補償額計算表(影響補償額計算表)		-	-
51	漁協	非公開	公開
52	漁業種類	非公開	公開
53	計算期間	非公開	公開
54	平年漁獲金額	非公開	妥当
55	純収益率	非公開	妥当
56	純収益	非公開	妥当
57	年利率	非公開	公開
58	依存度×被害率	非公開	妥当
59	制限期間率	非公開	公開
60	前価率	非公開	公開
61	補償額	非公開	妥当
補償額計算表(価値減少補償額計算表)		-	-
62	漁協	非公開	公開
63	漁業種類	非公開	公開
64	計算期間	非公開	公開
65	平年漁獲金額	非公開	妥当
66	純収益率	非公開	妥当
67	純収益	非公開	妥当
68	年利率	非公開	公開
69	依存度×被害率	非公開	妥当
70	制限期間率	非公開	公開
71	前価率	非公開	公開
72	補償額	非公開	妥当
g	算定資料	-	-
73	算定資料の概要	非公開	公開
平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表		-	-
平年漁獲金額、出漁日数、着業統数表		-	-
74	漁協名	非公開	公開
75	漁業種類	非公開	公開
76	平年漁獲金額	非公開	妥当
77	平年出漁日数	非公開	妥当
78	平年着業統数	非公開	妥当
79	1統あたりの平年出漁日数	非公開	妥当
80	魚価表	非公開	公開
漁業組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数、平年着業統数表		-	-
81	平年漁獲量	非公開	妥当
82	魚価	非公開	公開
83	平年漁獲金額	非公開	妥当
84	平年出漁日数	非公開	妥当
85	平年着業統数	非公開	妥当
漁業経営費計算表		-	-
86	漁船償却費	非公開	妥当
87	漁船補修費	非公開	妥当
88	漁具償却費	非公開	妥当
89	漁具補修費	非公開	妥当
90	施設償却費	非公開	妥当
91	施設補修費	非公開	妥当
92	燃料代	非公開	妥当
93	えさ代	非公開	妥当
94	雇用労働費	非公開	妥当

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
95 自家労働費	非公開	妥当
96 諸経費	非公開	妥当
97 平年着業統数	非公開	妥当
漁業経営費内訳表	-	-
漁船償却費	-	-
98 新造価格	非公開	公開
99 残存率	非公開	公開
100 耐用年数	非公開	公開
101 新造価格、残存率、耐用年数を除く部分	非公開	妥当
漁船補修費	-	-
102 新造価格	非公開	公開
103 新造価格を除く部分	非公開	妥当
104 漁具償却費	非公開	妥当
105 漁具補修費	非公開	妥当
106 燃料費	非公開	妥当
107 えさ代	非公開	妥当
労働費	-	-
108 時間給	非公開	公開
109 時間給を除く部分	非公開	妥当
110 諸経費	非公開	妥当
111 漁業収益率計算表	非公開	妥当
112 工程表	非公開	公開
総合依存度計算表	-	-
113 補償の種類	非公開	公開
114 漁場比	非公開	妥当
115 計算期間	非公開	公開
116 過去の補償による効果(被害率の数値部分)	非公開	妥当
117 過去の補償による効果(被害率の数値を除く部分)	非公開	公開
118 調整係数	非公開	妥当
119 価値減少の効果による海域ごとの漁場面積	非公開	公開
120 補償対象面積	非公開	公開
121 被害率	非公開	妥当
122 依存度×被害率	非公開	妥当
価値減少の効果による海域ごとの調整係数(平成17年度まで)	-	-
123 各漁業協同組合の名称	非公開	公開
124 漁業種類	非公開	公開
125 価値減少の数値	非公開	妥当
126 価値減少の海域の面積	非公開	公開
127 その他の海域の面積	非公開	公開
128 残存価値	非公開	妥当
129 海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値	非公開	妥当
130 海域ごとの調整係数	非公開	妥当
価値減少の効果による海域ごとの調整係数(平成18年度以降)	-	-
131 各漁業協同組合の名称	非公開	公開
132 漁業種類	非公開	公開
133 価値減少の数値	非公開	妥当
134 価値減少の海域の面積	非公開	公開
135 その他の海域の面積	非公開	公開
136 残存価値	非公開	妥当
137 海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値	非公開	妥当
138 海域ごとの調整係数	非公開	妥当
被害率、制限期間率及び前価率表(消滅補償)	-	-
139 漁協	非公開	公開
140 漁業種類	非公開	公開
141 被害率	非公開	妥当
142 制限期間率	非公開	公開
143 前価率	非公開	公開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
被害率、制限期間率及び前価率表(制限補償)		-	-
144	漁協	非公開	公開
145	漁業種類	非公開	公開
146	被害率	非公開	妥当
147	制限年数	非公開	公開
148	制限期間率	非公開	公開
149	前価率	非公開	公開
被害率、制限期間率及び前価率表(影響補償)		-	-
150	漁協	非公開	公開
151	漁業種類	非公開	公開
152	被害率	非公開	妥当
153	制限年数	非公開	公開
154	制限期間率	非公開	公開
155	前価率	非公開	公開
被害率、制限期間率及び前価率表(価値減少補償)		-	-
156	漁協	非公開	公開
157	漁業種類	非公開	公開
158	被害率	非公開	妥当
159	制限期間率	非公開	公開
160	前価率	非公開	公開
161	構造物の標準断面図	非公開	公開
162	制限補償範囲図	非公開	公開
h	補償範囲検討図	-	-
163	漁場	非公開	妥当
164	補償海域	非公開	公開

別表4 ポートアイランド第2期整備事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結並びに補償金の支出について

文書名及び当該公文書に記載された内容		番号は整理番号である	
		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a	補償決裁	-	-
	1 補償区域の面積	非公開	公開
	算定項目	-	-
	2 平年漁獲量を算定するための採用年次	非公開	公開
	3 魚価を算定するための採用年次	非公開	公開
	4 「漁業経営実態調査」の実施時期	非公開	公開
	5 上記の項目を除く部分	公開	-
	6 補償区域の面積、算定項目を除く部分	公開	-
b	7 補償範囲図	非公開	公開
c	契約書(案及び正本)	-	-
	8 組合員の氏名	非公開	妥当
	9 別添図面()漁業権位置図	非公開	公開
	10 組合員の氏名、別添図面()漁業権位置図を除く部分	公開	-
d	委任状	-	-
	11 委任者(組合員)の住所・氏名	非公開	妥当
	12 委任者(組合員)の住所・氏名を除く部分	公開	-
e	13 印鑑登録証明書(個人)	非公開	妥当
f	14 印鑑証明書(法人)	非公開	妥当
g	補償額算定調書	-	-
	15 漁業補償の理由	非公開	公開
	16 漁業補償の考え方	非公開	公開
	17 漁業概況	非公開	公開
	補償対象の漁業権利者及び漁業種類等	-	-
	18 漁業権利者	非公開	公開
	19 漁業種類	非公開	公開
	20 補償方式	非公開	公開
	21 補償額総括表	非公開	妥当
	補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額	-	-
	22 事業別負担の考え方	非公開	公開
	23 事業別負担額総括表	非公開	妥当
	24 事業別負担額内訳表	非公開	妥当
	補償額計算表	-	-
	消滅補償額計算表	-	-
	25 漁業の種類	非公開	公開
	26 平年漁獲金額	非公開	妥当
	27 純収益率	非公開	妥当
	28 純収益	非公開	妥当
	29 年利率	非公開	公開
	30 依存度率	非公開	妥当
	31 補償額	非公開	妥当
	制限補償額計算表(漁労制限)	-	-
	32 漁業の種類	非公開	公開
	33 平年漁獲金額	非公開	妥当
	34 純収益率	非公開	妥当
	35 純収益	非公開	妥当
	36 年利率	非公開	公開
	37 依存度率	非公開	妥当
	38 被害率	非公開	妥当
	39 制限期間率	非公開	公開
	40 補償額	非公開	妥当
	制限補償額計算表(漁場価値減少)	-	-
	41 漁業の種類	非公開	公開
	42 平年漁獲金額	非公開	妥当
	43 純収益率	非公開	妥当
	44 純収益	非公開	妥当
	45 年利率	非公開	公開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
	46 依存度率	非公開	妥当
	47 被害率	非公開	妥当
	48 前価率	非公開	公開
	49 補償額	非公開	妥当
	事業損失(影響補償)額計算表	-	-
	50 漁業の種類	非公開	公開
	51 平年漁獲金額	非公開	妥当
	52 純収益率	非公開	妥当
	53 純収益	非公開	妥当
	54 年利率	非公開	公開
	55 依存度率	非公開	妥当
	56 被害率	非公開	妥当
	57 制限期間率	非公開	公開
	58 補償額	非公開	妥当
h	算定資料	-	-
	59 算定資料の概要	非公開	公開
	漁業協同組合別漁業種類別・平年漁獲金額	-	-
	60 年別漁獲量	非公開	妥当
	61 平年漁獲量	非公開	妥当
	62 魚価	非公開	公開
	63 平均漁獲金額	非公開	妥当
	64 魚価表	非公開	公開
	65 漁業収益率表	非公開	妥当
	依存度率表	-	-
	66 漁業協同組合名	非公開	公開
	67 漁業の種類	非公開	公開
	68 漁場比	非公開	妥当
	69 面積比依存度	非公開	公開
	70 総合依存度	非公開	妥当
	被害率表及び制限期間率(前価率)表	-	-
	制限(漁労制限)	-	-
	71 漁業協同組合名	非公開	公開
	72 漁業の種類	非公開	公開
	73 被害率	非公開	妥当
	74 制限年数	非公開	公開
	75 制限期間率	非公開	公開
	制限(漁場価値減少)	-	-
	76 漁業協同組合名	非公開	公開
	77 漁業の種類	非公開	公開
	78 被害率	非公開	妥当
	79 制限年数	非公開	公開
	80 前価率	非公開	公開
	事業損失(影響補償)	-	-
	81 漁業協同組合名	非公開	公開
	82 漁業の種類	非公開	公開
	83 被害率	非公開	妥当
	84 制限年数	非公開	公開
	85 制限期間率	非公開	公開
	86 操業実態図	非公開	妥当
	87 漁労制限補償範囲図	非公開	公開
	88 工程表	非公開	公開
	水産関係者の意見書	-	-
	意見書本文	-	-
	89 被害率の値	非公開	妥当
	90 被害率の値を除く部分	非公開	公開
	91 漁場依存度率表	非公開	妥当
	92 価値減少区域図	非公開	公開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
	93 影響区域図	非公開	公開
	94 漁業権消滅区域図	非公開	公開
	95 漁法図	非公開	公開
	96 漁業権図(共第1号)	非公開	公開
	97 漁業権図(共第3号)	非公開	公開
	98 漁業権図(共第4号)	非公開	公開
	添付図書	-	-
	99 消滅区域位置図	非公開	公開
	100 工作物構造断面図	非公開	公開
	101 工作物丈量図	非公開	公開
	102 事業計画図	非公開	公開
	103 補償範囲図	非公開	公開
	104 消滅区域図	非公開	公開
	105 制限区域図	非公開	公開
	106 価値減少区域図	非公開	公開
	107 影響区域図	非公開	公開
	108 操業図	非公開	妥当

別表5 六甲アイランド南建設事業並びに関連事業の実施に伴う漁業補償に関する契約の締結及び補償金の支出について

番号は整理番号である

文書名及び当該公文書に記載された内容	実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
a 補償決裁	-	-
1 契約者の自宅住所	非公開	妥 当
2 契約者の自宅住所を除く部分	公 開	-
b 契約書(案及び正本)	-	-
3 契約者の自宅住所	非公開	妥 当
4 別添函面()補償範囲図	非公開	公 開
5 契約者の自宅住所、別添函面()補償範囲図を除く部分	公 開	-
c 委任状	-	-
6 委任者(組合員)の住所・氏名、受任者(個人)の住所	非公開	妥 当
7 受任者の自宅住所	非公開	妥 当
8 委任者(組合員)の住所・氏名、受任者の自宅住所を除く部分	公 開	-
d 9 印鑑登録証明書(個人)	非公開	妥 当
e 10 印鑑証明書(法人)	非公開	妥 当
f 補償額算定調書	-	-
11 漁業補償の理由	非公開	公 開
漁業補償の考え方	-	-
12 被害率の値	非公開	妥 当
13 被害率の値を除く部分	非公開	公 開
14 補償対象事業	非公開	公 開
15 漁業概況	非公開	公 開
補償対象の漁業権利者及び漁業種類等	-	-
16 補償対象の漁業権利者	非公開	公 開
17 補償対象の漁業種類	非公開	公 開
18 補償方式	非公開	公 開
19 補償額総括表	非公開	妥 当
20 制限補償の内訳	非公開	妥 当
21 価値減少補償の内訳	非公開	妥 当
補償額の事業別負担の考え方及び事業別負担額	-	-
22 補償額の事業別負担の考え方	非公開	公 開
事業別負担額総括表	-	-
23 各事業別の補償金の負担額	非公開	妥 当
24 事業数量	非公開	公 開
事業別負担額内訳表	-	-
25 消滅補償区域の面積	非公開	公 開
26 消滅補償の割合	非公開	妥 当
27 消滅補償の金額	非公開	妥 当
28 漁労制限補償区域の面積	非公開	公 開
29 漁労制限補償に係る施工期間	非公開	公 開
30 漁労制限補償の延べ面積	非公開	公 開
31 漁労制限補償の割合	非公開	妥 当
32 漁労制限補償の金額	非公開	妥 当
33 価値減少補償に係る消滅区域の面積	非公開	公 開
34 価値減少補償の割合	非公開	妥 当
35 価値減少補償の金額	非公開	妥 当
36 影響補償に係る消滅区域の面積	非公開	公 開
37 影響補償に係る施工期間	非公開	公 開
38 影響補償の延べ面積	非公開	公 開
39 影響補償の割合	非公開	妥 当
40 影響補償の金額	非公開	妥 当
41 各事業別の補償金の負担額計	非公開	妥 当
補償額計算表(消滅補償)	-	-
42 漁協	非公開	公 開
43 漁業種類	非公開	公 開
44 平年漁獲金額	非公開	妥 当
45 純収益率	非公開	妥 当
46 純収益	非公開	妥 当
47 年利率	非公開	公 開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
48	総合依存度	非公開	妥 当
49	補償額	非公開	妥 当
補償額計算表(制限(漁労制限)補償)		-	-
50	漁協	非公開	公 開
51	漁業種類	非公開	公 開
52	平年漁獲金額	非公開	妥 当
53	純収益率	非公開	妥 当
54	純収益	非公開	妥 当
55	年利率	非公開	公 開
56	総合依存度	非公開	妥 当
57	被害率	非公開	妥 当
58	制限期間率	非公開	公 開
59	補償額	非公開	妥 当
補償額計算表(制限(価値減少)補償)		-	-
60	漁協	非公開	公 開
61	漁業種類	非公開	公 開
62	平年漁獲金額	非公開	妥 当
63	純収益率	非公開	妥 当
64	純収益	非公開	妥 当
65	年利率	非公開	公 開
66	総合依存度	非公開	妥 当
67	被害率	非公開	妥 当
68	前価率	非公開	公 開
69	補償額	非公開	妥 当
補償額計算表(事業損失(影響補償))		-	-
70	漁協	非公開	公 開
71	漁業種類	非公開	公 開
72	平年漁獲金額	非公開	妥 当
73	純収益率	非公開	妥 当
74	純収益	非公開	妥 当
75	年利率	非公開	公 開
76	総合依存度	非公開	妥 当
77	被害率	非公開	妥 当
78	制限期間率	非公開	公 開
79	補償額	非公開	妥 当
g	算定資料	-	-
80	算定資料の概要	非公開	公 開
漁業協同組合別、漁業種類別、平年漁獲金額、平年出漁日数及び平年着業統数表		-	-
81	漁協の名称	非公開	公 開
82	漁業種類	非公開	公 開
83	平年漁獲金額	非公開	妥 当
84	平年出漁日数	非公開	妥 当
85	平年着業統数	非公開	妥 当
86	1統当たりの平年出漁日数	非公開	妥 当
87	漁協別、漁業種類別漁獲量	非公開	妥 当
88	魚価	非公開	公 開
89	漁協別、漁業種類別平年漁獲金額	非公開	妥 当
90	漁協別、漁業種類別出漁日数	非公開	妥 当
91	漁協別、漁業種類別着業統数	非公開	妥 当
92	魚価表	非公開	公 開
漁業経営費計算表		-	-
93	漁船償却費	非公開	妥 当
94	漁船補修費	非公開	妥 当
95	漁具補償費	非公開	妥 当
96	漁具補修費	非公開	妥 当
97	施設償却費	非公開	妥 当
98	燃料費	非公開	妥 当

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
99	種苗代	非公開	妥当
100	えさ代	非公開	妥当
101	雇用労働費	非公開	妥当
102	自家労働費	非公開	妥当
103	諸経費	非公開	妥当
104	年間1統当たり経営費計	非公開	妥当
105	平年着業統数	非公開	妥当
106	年間総経費	非公開	妥当
107	漁業収益率計算表	非公開	妥当
調整係数		-	-
108	各漁業協同組合の名称	非公開	公開
109	漁業種類	非公開	公開
110	価値減少の数値	非公開	妥当
111	漁場面積	非公開	公開
112	価値減少海域の面積	非公開	公開
113	その他の海域の面積	非公開	公開
114	残存価値	非公開	妥当
115	海域の面積に残存価値を乗じて得られる数値	非公開	妥当
116	調整係数	非公開	妥当
総合依存度計算表(漁協別、漁業種類別)		-	-
117	各漁業協同組合の名称	非公開	公開
118	漁業種類	非公開	公開
119	補償の種類	非公開	公開
120	漁場比	非公開	妥当
121	価値減少の数値	非公開	妥当
122	海域ごとの調整係数	非公開	妥当
123	価値減少海域の面積	非公開	公開
124	その他の海域の面積	非公開	公開
125	補償対象面積	非公開	公開
126	総合依存度	非公開	妥当
被害率、制限期間率及び前価率表(制限補償対象区域)		-	-
127	漁協	非公開	公開
128	漁業種類	非公開	公開
129	被害率	非公開	妥当
130	制限年数	非公開	公開
131	制限期間率	非公開	公開
被害率、制限期間率及び前価率表(永久制限(価値減少)補償対象区域)		-	-
132	漁協	非公開	公開
133	漁業種類	非公開	公開
134	被害率	非公開	妥当
135	工事年数	非公開	公開
136	前価率	非公開	公開
被害率、制限期間率及び前価率表(事業損失(影響)補償対象区域)		-	-
137	漁協	非公開	公開
138	漁業種類	非公開	公開
139	被害率	非公開	妥当
140	制限年数	非公開	公開
141	制限期間率	非公開	公開
被害率、制限期間率及び前価率表(制限補償対象区域)		-	-
142	漁協	非公開	公開
143	漁業種類	非公開	公開
144	被害率	非公開	妥当
145	制限年数	非公開	公開
146	制限期間率	非公開	公開
漁業経営費内訳表		-	-
漁船償却費		-	-
147	新造価格	非公開	公開
148	残存率	非公開	公開

文書名及び当該公文書に記載された内容		実施機関の 当初の決定	審査会の 判断
	149 耐用年数	非公開	公開
	150 新造価格、残存率、耐用年数を除く部分	非公開	妥当
	漁船補修費	-	-
	151 新造価格	非公開	公開
	152 新造価格を除く部分	非公開	妥当
	153 漁具償却費	非公開	妥当
	154 漁具補修費	非公開	妥当
	155 施設償却費	非公開	妥当
	156 施設補修費	非公開	妥当
	157 燃料費	非公開	妥当
	158 餌代	非公開	妥当
	労働費	-	-
	159 時間給	非公開	公開
	160 時間給を除く部分	非公開	妥当
	161 諸経費	非公開	妥当
	162 工程表	非公開	公開
	163 岸壁、防波堤の標準断面図	非公開	公開
	164 漁労制限補償範囲図	非公開	公開
h	漁業補償の算定に係る項目について(回答)	-	-
	165 漁業種類別・組合別の操業実態(図)	非公開	妥当
	166 事業実施周辺漁場への依存度(漁場依存度率表)	非公開	妥当
	167 影響補償の対象海域(別図 影響区域)	非公開	公開
	168 影響補償の被害率	非公開	妥当
	169 価値減少補償の対象海域(別図 価値減少区域)	非公開	公開
	170 価値減少補償の被害率	非公開	妥当
i	171 補償範囲図	非公開	公開
j	172 消滅補償区域図	非公開	公開
k	173 漁労制限補償区域図	非公開	公開
l	174 価値減少補償区域図	非公開	公開
m	175 影響補償区域図	非公開	公開

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成13年12月4日	-	* 諮問書を受理
平成13年12月21日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成14年1月15日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成14年1月23日	第141回審査会	* 審議
平成14年2月22日	第142回審査会	* 審議
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年4月16日	第144回審査会	* 審議
平成14年5月13日	第145回審査会	* 審議
平成14年6月5日	第146回審査会	* 審議
平成14年7月5日	第147回審査会	* 審議
平成14年7月29日	第148回審査会	* 審議
平成14年9月13日	第149回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議